平成２５年（フ）第３６６０号
大阪府柏原市大県３丁目８番19―323号　シティライフ柏原
破産者　岡本　公一
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６６６号
大阪府東大阪市大蓮東４丁目14番14号　ハイツＭＩＳＨＩＭＡ２―103号
破産者　山田　裕和
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９２７号
大阪府大東市御供田４丁目１番25号、前住所大阪府東大阪市池島町３丁目２番３号
破産者　大瀧　書人
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４０号
大阪府門真市上野口町17番18号
破産者　海都水産こと　川畑　省悟
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４６号
大阪府枚方市養父丘２丁目７番36―106号
破産者　今福　重信
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１７０号
大阪府八尾市若草町１番５―709号
破産者　道中　　正
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２４３号
大阪市西淀川区柏里１丁目15番４号
破産者　安部　博允
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７５号
大阪府守口市外島町６番東１―1106号
破産者　有馬　　茂
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３１２号
大阪府八尾市堤町２丁目30番地の16　メゾンエスポワール101号
破産者　中窪　博樹
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６３号
大阪府南河内郡太子町大字春日325番地の14、申立時の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂２丁目１番７号
破産者　松本　浩一
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８８号
奈良市朱雀３丁目15番地の１　高の原駅前団地５―204
破産者　篠原　　修
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６８号
広島市西区庚午北１丁目15番24―105号
破産者　宍田　和夫
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２号
茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目３番地５
破産者　権藤　　修
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１２８号
茨城県筑西市川連93番地
破産者　小島　　洋
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２３６号
茨城県古河市上辺見3301番地　公園コーポⅠ―101、前住所茨城県古河市東山田5310番地315
破産者　林　　栄
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１３７６号
横浜市金沢区高舟台１丁目14番５号　メゾン高舟台201
破産者　鈴木　啓介
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６７５号
横浜市西区赤門町２―19―６　グローバルハイツ赤門203、住民票上の住所横浜市南区中村町３丁目188番地５　みよし荘320号
破産者　阿部　　均
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１４６号
神奈川県鎌倉市大船３丁目８番19号
破産者　三橋　正宏
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１５号
静岡県島田市東光寺491番地
破産者　伊藤　良雄
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６号
滋賀県長浜市榎木町291番地
破産者　長谷　昭夫
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係